

県庁におけるマスク着用について

- ▶ 3/13以降、マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。
- ▶ その上で、職員には、原則としてマスクを外してよい場면을例示する。

原則マスクを外してよい場面（例）

- 知事・副知事等への説明・決裁
- 庁議その他庁内会議
- 県主催の会議・研修
- 県が行うイベント・式典等の行事
- 執務室内・庁舎内での勤務
- 出張、屋外での勤務
- 通勤（混雑した乗り物内を除く）



マスクの着用を推奨

- 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防止する場面
 - ・ 医療機関を受診・訪問するとき、医療機関で勤務するとき
 - ・ 高齢者施設等を訪問するとき
 - その他、感染防止に効果的な場面
 - ・ 換気が不十分な空間での会議、公用車同乗のとき
 - ・ 通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車するとき など
- ※ マスク着用の際は、適切な方法で着用する。
（「鼻出しマスク」や「顎マスク」は避ける）



- ※ 基本的な感染対策として、室内の換気を徹底することを前提。
- ※ 咳などの症状がある場合は、マスクを着用。
- ※ 感染拡大期には状況に応じ、一時的に広くマスクの着用を求めるなど、より強い感染対策を実施する。